

京都府立大学山岳会会則

第1条 (名称)

本会は京都府立大学山岳会 Kyoto Prefectural University Alpine Association (略称 京都府大山岳会 KPUAA) と称し、本部を本会会員の事務局宅に置く。

第2条 (目的)

本会は会員相互の親睦を図り、山岳技術の向上と発展に寄与すると共に、京都府立大学山岳部現役の後援をなすことを目的とする。

第3条 (会員)

正会員：京都府立大学山岳部に1年以上在籍したもののほか、役員会が適当と認めたもの。

客員：役員会が認めたもの。

第4条 (退会)

退会の場合はその理由を明示して必ず会に届けること。しかし、会則を守らず、或いは会の目的に反するような行動をしたものは、役員会議の上除名することができる。

第5条 (役員)

本会は次の役員をおく。役員は総会において選出し、役員の任期は2年とし、再選も可とし、必要に応じ顧問をおくことができる。

- | | |
|---------------|-----|
| 1 会長 | 1名 |
| 2 副会長 | 若干名 |
| 3 幹事(現役担当を含む) | 若干名 |
| 4 監査 | 2名 |

第6条 (会長)

会長は会を代表し、会務を統括して運営の円滑を図る。

第7条 (副会長)

会長不在のとき副会長がこれを代行する。

第8条 (幹事)

幹事は本会の企画、庶務、会計などを分担して会務の処理を行う。

第9条 (監査)

監査は随時会計及び会の運営を監査し、その結果を会に報告する。

第10条 (活動)

本会員の山行は役員会に届けることを原則とする。

第11条 (運営)

本会は次の会合を行う。

1. 総会及び臨時総会
2. 役員会
3. 集会

第12条 (総会)

総会は本会の最高議決機関である。毎年1回4月に開き、会務の運営の方針、役員の選出等を

行う。総会の成立は、会員総数の過半数以上の出席を必要とし、出席者の過半数の賛成を持って議決される。但し、不動産処分、会則改正は会員総数の3分の2以上の出席を必要とし、出席者の3分の2の賛成をもって議決される。総会の議長は会長が務める。総会の招集は会長が行う。

(総会の招集) 総会を招集するときには、書面により通知する。但し、書面による方法が困難な場合もしくは会長が必要と認めた場合は電磁的方法を用いることができる。

(総会での表決権等) やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、書面若しくは電磁的方法をもって他の正会員を代理人として委任することができる。

第13条 (臨時総会)

役員会が必要と認めたときに臨時総会を招集することができる。

第14条 (役員会)

役員会は必要に応じて開催し行事の企画、運営についてその会務を処理する。役員会の構成は会長、副会長、幹事とする。

第15条 (集会)

必要に応じて開催し、会員相互の親睦を図る。

第16条 (会報)

本会は年3回程度の京都府立大学山岳会報を発行する。

第17条 (財産)

本会は不動産(附則 不動産物件)、備品、消耗品を所有する。

第18条 (購入)

備品、消耗品、その他の購入及び管理は役員会がこれを行う。

第19条 (財産管理)

不動産の管理は役員会がこれを行う。

第20条 (財産処分)

不動産の処分は役員会の承認を得た後、総会の議決によらなければならない。

第21条 (経費)

本会の経費は会費及び寄付金、その他をもってこれに充てる。

第22条 (会計)

本会の会計年度は4月1日から翌年の3月31日迄とする。

第23条 (会費の使用目的)

本会の収入は主として第2条及び第16条の目的のために使用する。

第24条 (会費納入義務)

本会会員は総会の定める会費を納入しなければならない。但し、納入3年でもって休会員とする。休会員は当年度の会費を納入することにより復権する。休会員は現住所不明者を含み、会員である権利は受けられない。

第25条 (会則の改正)

本会則を改正する場合は、総会の議決によらなければならない

(附則)

1. 本会則に於いて京都府立大学と称するものは旧京都府立農林専門学校、旧京都府立女子専門学校及び旧京都府立西京大学を含む。(昭和31年12月22日付)

2. 本会は本会則に基づき、昭和31年12月22日から発会する。(昭和31年12月22日付)
3. 本改正会則は昭和36年4月22日から施行する。(昭和36年4月22日付)
4. 本改正会則は平成2年7月1日から施行する。(平成2年7月1日付)
5. 本改正会則(第12条総会)は、平成27年6月13日から施行する。(平成27年6月13日付)
6. 本改訂会則(第24条会費納入義務)は、平成28年4月1日から施行する。(平成28年6月18日付け)

7. 不動産物件

1) 土地(その1)

土地の所在 長野県北安曇郡白馬村 大字北城 字落くら原
地番 14718番乙り
地目 原野
地籍 1322平方メートル
登記年月日 昭和60年2月18日

2) 土地(その2)

土地の所在 長野県北安曇郡白馬村 大字北城 字落くら入
地番 14596番
地目 原野
地積 1289平方メートル
登記年月日 昭和57年9月7日 但し、境界未確認

3) 建物

建物の所在 長野県北安曇郡白馬村 大字北城 字落くら原
家屋番号 14718番乙ーり
種類 居宅
構造 木造亜鉛メッキ鋼板葺式階建
壱階 28.98平方メートル
弐階 12.42平方メートル
登記年月日 昭和60年10月16日

以上